

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和4年8月13日 12時30分ごろ
発生場所	新潟県上越市直江津港 直江津港第3東防波堤灯台から真方位220° 1,390m付近 (概位 北緯37° 12.3′ 東経138° 15.7′)
事故の概要	水上オートバイ ^{エスエイチオー} SH0 クルーザーは、遊走中、右旋回した際、同乗者2人が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和4年8月16日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ SH0 クルーザー、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	250-55807新潟、有限会社Axis
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型 同乗者A 同乗者B
負傷者	軽傷 2人（同乗者A及び同乗者B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者A及び同乗者Bを乗せて、遊走の目的で、直江津港内の砂浜を出発した。</p> <p>船長は、本船の操縦席に腰を掛け、同乗者Aがミドルシートに腰を掛けて船長の腰に、同乗者Bが最後部の座席に腰を掛けて同乗者Aの腰にそれぞれ手を回し、直江津港内を約25km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で直進していた。</p> <p>船長は、右旋回しようと、約15km/hに減速し、旋回することを同乗者A及び同乗者Bに伝えた。</p> <p>同乗者A及び同乗者Bは、本船が右旋回をしたところ、腰から手が離れて海面に投げ出され、互いの額同士が接触して擦り傷等を負った。</p> <p>船長は、急いで救助に向かい、船上に引き揚げたところ同乗者A及び同乗者Bに出血があったので、出発地に戻って救急車を要請した。</p> <p>船長は、同乗者が子供だったので、右旋回する際、もう少し減速すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、遊走を開始する前、同乗者A及び同乗者Bに対し、前の座席に座っている人をしっかりとつかむよう説明していた。</p> <p>船長、同乗者A及び同乗者Bは、全員救命胴衣を着用していた。</p>

分析	本船は、遊走中、船長が約15km/hの速力で右旋回した際、同乗者A及び同乗者Bが遠心力に耐えられず、前にいる者の腰に回していた手が離れて落水したことから、落水する際に互いに接触して負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が遊走中、船長が約15km/hの速力で右旋回した際、同乗者A及び同乗者Bが遠心力に耐えられず、前にいる者の腰に回していた手が離れて落水したため、落水する際に互いに接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・水上オートバイの船長は、同乗者を乗せて旋回する際、同乗者の体力に配慮し、遠心力に耐えられる安全な速力とすること。・水上オートバイの船長は、同乗者に頭部保護具を着用させることが望ましい。